

# 仙台大学動物実験等に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号（以下「基本指針」という。）に基づき、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員、学生等の安全確保の観点から仙台大学（以下「本学」という。）における動物実験等が適正に実施することについて定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「動物実験」とは、四号に掲げる実験動物を試験研究または生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- 二 「教育研修」とは、四号に掲げる実験動物を学生等への教育研修に供することをいう。
- 三 「動物実験等」とは、動物実験及び教育研修をいう。
- 四 「実験動物」とは、動物実験の利用に供するため、五号に掲げる施設で飼養または保管をしている哺乳類、鳥類または爬虫類に属する動物（施設に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- 五 「施設」とは、仙台大学動物用環境制御施設をいう。
- 六 「実験動物管理者」とは、実験動物及び動物実験等について十分な知識及び経験を有する者であって、実験動物及び前号で掲げる施設の管理について、責任を持つ者をいう。
- 七 「動物実験等実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。
- 八 「動物実験等責任者」とは、動物実験等の実施者の計画に係る業務を総括する者をいう。

(学長の責務)

**第3条** 学長は、本学における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し、第1条の目的を達成するために「基本指針」を踏まえ、規程を策定し、動物実験等の計画の承認、教育訓練その他の必要な措置を講じなければならない。

2 学長は、動物実験等の実施結果について報告を受け、必要に応じて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じなければならない。

(動物実験等の計画立案及び申請)

**第4条** 動物実験等責任者は、動物実験等の範囲を教育・研究に必要な最小限にとどめるため、実験動物を用いない実験系の検討や、適正な実験動物の選択、有効適切な動物実験等の方法について検討を行わなければならない。

2 動物実験等責任者は、動物に与える苦痛をできる限り軽減する等、倫理的な面について十分配慮された動物実験等の方法について検討しなければならない。

3 動物実験等責任者は、動物実験等を行おうとするときは、あらかじめ「動物実験等計画書」（様式1）を学長に提出し、承認を得なければならない。

(動物実験委員会の設置及び審査)

**第5条** 本学の動物実験等を適正に実施するため、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 学長は、前条により申請を受理したときは、速やかに委員会に審査を付託し、その審査報告に基づいて、承認または不承認を決定する。

(動物実験等の結果報告)

**第6条** 動物実験等責任者は、実験計画を終了又は中止した場合は、「動物実験等終了（中止）報告書」（様式2）を学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項に定める報告書の提出を受けたときは、委員会に内容の確認を求めるものとする。

(教育訓練)

**第7条** 動物実験等実施者は、動物実験等の開始前に、動物実験等並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するため、実施計画書作成方法、実験動物の選択から動物の取り扱い方、飼養環境、飼養方法、安楽死等についての教育訓練を受講するものとする。

(施設及び設備)

**第8条** 動物実験等を適正かつ円滑に実施するため、実験動物の導入、繁殖、飼養及び保管については、原則として施設内において行うものとする。

2 実験動物の飼養設備は、実験動物の生理、生態及び習性等に応じた適切なものでなければならない。

(実験動物の飼養管理)

**第9条** 実験動物管理者、動物実験等責任者、動物実験等実施者（以下「実験動物管理者等」という）は協力し、施設、設備等の適切な維持管理に努め、適切な給餌、給水、環境条件の保全等の飼養管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者等は、協力し、導入から終了まですべての期間にわたって、実験動物の状態を仔細に観察し、必要に応じて適切な処置を施さなければならない。

(安全管理)

**第10条** 物理的、化学的に危険な物質あるいは病原体等を扱う動物実験等においては、人または実験動物の安全、健康のための適切な施設、設備を確保し実施するものとする。

(自己点検及び評価)

**第11条** 本学における動物実験等に基本指針への適合性に関し、定期的に自己点検及び評価を実施するものとする。

(情報の開示)

**第12条** 本学における動物実験等に関する情報について、適切な手段により、情報公開に努めるものとする。

(規程の改廃)

**第13条** この規程は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が改廃する。

## 附 則

本規程は、平成23年11月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。